

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>資産</u>の特定)</p> <p>第9条 地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項の規定により公示された地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章第84に規定する資産の特定は、知事が、告示により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく資産の特定は、当該資産の取得までの間に行うものとする。</p>	<p>(<u>資産等</u>の特定)</p> <p>第9条 地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項の規定により公示された地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章第85に規定する資産及び同章第88に規定する<u>除去費用等</u>の特定は、知事が、告示により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく資産又は除去費用等の特定は、<u>資産の特定にあつては当該資産の取得までの間に、除去費用等の特定にあつては資産除去債務の負債計上までの間</u>に行うものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。